

令和3年第2回上峰町議会臨時会会議録

会期 令和3年3月29日（月曜日） 1日間 本会議1日

令和3年3月29日第2回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (10名)	1番 鈴木千春 2番 大川徹也 3番 原直弘 4番 吉田豊 5番 田中静雄 6番 原田希 7番 吉富隆 8番 大川隆城 9番 寺崎太彦 10番 中山五雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 副町長 森悟 教育長 野口敏雄 総務課副課長 針長幸子 まち・ひと・しごと創生課長 河上昌弘 財政課長 坂井忠明 建設課副課長 高島真幸 産業課長兼 農業委員会事務局長 日高泰明 健康福祉課長 江島朋子 教育委員会事務局長 中島洋 生涯学習課長 小川成弘 文化課長 宗雲英則
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次 議会事務局主事 松田望

議事日程 令和3年3月29日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長のあいさつ
- 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第13号～議案第20号)
- 日程第5 議案審議
議案第13号 上峰町ふれ愛菜園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第14号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第15号 令和2年度上峰町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第8 議案第16号 令和2年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第17号 令和3年度上峰町一般会計補正予算(第1号)
- 追加日程第1 議案第18号 上峰町教育長の選任についての訂正請求の件
- 日程第10 議案第18号 上峰町教育長の選任について
- 日程第11 議案第19号 上峰町教育委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第20号 上峰町教育委員会委員の選任について
- 日程第13 討論・採決

午前9時30分 開会

○議長(中山五雄君)

皆さんおはようございます。本日は、令和3年第2回上峰町議会臨時会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきまして、ありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回上峰町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(中山五雄君)

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番原田希君及び7番吉富隆君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中山五雄君）

日程第2．会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 町長のあいさつ

○議長（中山五雄君）

日程第3．町長のあいさつ。

町長の挨拶をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

おはようございます。大変お忙しい中、急遽、こうした臨時会の開催をお願いしましたところ、御参集を賜りましたことを心から感謝申し上げます。

今回の議案については、条例改正が2議案、補正予算が3議案、人事案件が3議案の合計8議案でございます。これらの議案については、いずれも令和3年3月までに議会の承認を必要とするものでございます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

これで町長の挨拶は終わりました。

日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（中山五雄君）

日程第4．議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第13号 上峰町ふれ愛菜園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

現在、ふれ愛菜園を設置している土地について、所有者よりほかの用途に使用するため、賃貸借契約を解約したい旨の申入れがあり、設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

令和3年3月29日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第14号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、傷病手当金に係る規定を整備す

るため、上峰町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

令和3年3月29日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第15号

令和2年度上峰町一般会計補正予算（第9号）

令和2年度上峰町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51,818千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,126,566千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和3年3月29日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第16号

令和2年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）

令和2年度上峰町の農業集落排水特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和3年3月29日提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管副課長より補足説明をいたします。
続きまして、

議案第17号

令和3年度上峰町一般会計補正予算（第1号）

令和3年度上峰町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,566千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,690,555千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月29日提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。
続きまして、

議案第18号

上峰町教育長の選任について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字堤1903番地148

氏 名 野口 敏雄

生年月日 昭和32年5月18日

令和3年3月29日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、

議案第19号

上峰町教育委員会委員の選任について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1869番地の8

氏 名 平川利彦

生年月日 昭和28年5月4日

令和3年3月29日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、

議案第20号

上峰町教育委員会委員の選任について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所572番地12

氏 名 原 晋介

生年月日 昭和49年10月24日

令和3年3月29日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上、8議案でございます。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より8議案が一括上程されました。

補足説明を求めます。補足説明ありませんか。

○産業課長（日高泰明君）

皆様おはようございます。私のほうから、議案第13号につきまして補足説明させていただきます。お手元に議案第13号を御準備ください。

上峰町ふれ愛菜園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ですが、この条例の制定目的は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行によりまして、農業者以外の者が小規模の農地を使い、余暇等を利用して営農を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けについて特例として措置するもので、この規定に基づき、町が

行うふれ愛菜園としました特定農地の設置及び管理について必要な事項を定めたものでございます。

町が賃貸借契約により借用しておりましたふれ愛菜園の農地について、地権者から他の用途に使用したいので、解約したい旨の申し出を受けまして、契約事項に基づき解約することとなりましたが、今後はふれ愛菜園の設置場所を規則に委任するとした改正を行い、ふれ愛菜園設置の柔軟な対応を図るための一部を改正する条例を提案するものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明させていただきます。

議案資料としてお配りしております条例の新旧対照表を御覧ください。右側が現行、左側が改正後となります。右側現行条例の第2条に（設置）として、ふれ愛菜園の地番を記載しておりますものを、左側改正後、「上峰町に設置し、その位置等については、規則で定める。」と規則に委任する改正を行いまして、規則に別表として位置等を規定することで、ふれ愛菜園設置を利用者等の要望にも柔軟かつ迅速に対応できる場所とするものです。

続きまして、同じく議案資料として配付しておりますふれ愛菜園の管理に関する規則の一部を改正する規則を御覧ください。

まず、題名を「上峰町ふれ愛菜園の管理に関する規則」から「上峰町ふれ愛菜園の設置及び管理に関する規則」と改めまして、規則第3条として「菜園を設置する位置は、別表のとおりとする。」とした規定を加え、ふれ愛菜園の位置等を規定した別表を付表の次に加えるとした規則の一部改正につきましても議案決議の上は同様に改正するところでございます。

以上で議案第13号 上峰町ふれ愛菜園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第14号につきまして補足説明を申し上げます。お手元に資料を御用意ください。

議案第14号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例になりますが、令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が公布されました。

今回、新型コロナウイルス感染症を定義した法律の条項が廃止されたことに伴いまして、その定義を改めるための内容となっております。当該改正に伴い、上峰町国民健康保険条例の附則第20項中の傷病手当金に係る規定を改正するものでございます。

なお、改正の前後で財政支援の対象となる傷病の範囲に変更はなく、従来より変異株等についても含まれていることを申し添えます。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げますので、新旧対照表を御覧ください。

右側が現行、左の欄が改正後でございます。

現行中の附則の第20項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を左側改正後の「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める内容です。

施行日は、公布の日からとしております。

以上、議案第14号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

○財政課長（坂井忠明君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第15号及び議案第17号につきまして補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第15号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第9号）でございます。予算書の準備をお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

左のほうから款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の13. 国庫支出金、補正額、減額22,712千円、計1,848,037千円。

款の17. 寄附金、補正額45千円、計4,700,159千円。

款の18. 繰入金、補正額、減額29,151千円、計4,075,110千円。

歳入合計、補正額、減額51,818千円、計14,126,566千円。

次のページ、歳出でございます。

款の2. 総務費、補正額1,035千円、計9,440,718千円。

款の7. 商工費、補正額0円、計442,759千円。

款の8. 土木費、補正額、減額94,311千円、計454,556千円。

款の10. 教育費、補正額45,045千円、計726,755千円。

款の14. 予備費、補正額、減額3,587千円、計24,130千円。

歳出合計、補正額、減額51,818千円、計14,126,566千円。

4ページをお願いいたします。

表の2、第2表繰越明許費でございます。

複数計上いたしておりますが、おのこの事業において固有の事情がございまして、次年度に予算を繰り越して事業を実施するものでございます。

上段より事業区分ごとに説明をいたします。

款の４．衛生費、項の３．上水道費、事業名、西峰東西３号線配水管布設事業10,000千円でございます。当該路線の道路改良工事の遅延に伴い、上水道配水管布設の年度内完了が困難になったことにより計上済み予算を次年度に繰り越すものでございます。

次に、款の６．農林水産業費、項の１．農業費、事業名、農村地域防災減災事業7,000千円ですが、補助金に関して国の令和２年度補正分として前倒しされることが確定をいたしましたため、計上済み予算を全額次年度に繰り越すものでございます。

次に、款の８．土木費、項の２．道路橋梁費、上のほうから社会資本整備総合交付金事業61,829千円ですが、２路線ございまして、括弧内に記載のとおりでございます。坊所南北線につきましては、工事請負費で入札不調による契約時期の遅延や資材の調達が困難であること、用地取得関係で対象物件に相続案件がございまして、想定外の時間を要したこと等により、年度内の完了が見込めないことから、次年度に計上済み予算の一部を繰り越すものでございます。三上北南北１号線につきましては、国の第３次補正による追加分の内示を受け、関係予算を今議会に計上するとともに、関係予算を次年度に繰り越すものでございます。

道路橋梁費の２項目め、特定防衛施設交付金事業67,380千円でございますが、２路線ございまして、括弧内に記載のとおりでございます。西峰東西３号線につきましては、埋蔵文化財の発掘調査及び電柱移設の協議に不測の日数を要したことにより、年度内の完了が見込めないことから、次年度に計上済み予算の一部を繰り越すものでございます。下坊所東西線につきましては、用地取得に伴う電柱移設の協議に不測の日数を要したことにより、年度内の完了が見込めないことから、次年度に計上済み予算の一部を繰り越すものでございます。

款の10．教育費、項の１．教育総務費、上段で事業名、小学校正門等改修事業34,500千円でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で用地交渉の日程調整に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから、次年度に計上済み予算の工事請負費全額を繰り越すものでございます。

次の事業名、小学校用地取得事業8,593千円でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で用地交渉の日程調整に時間を要し、年度内完了が見込めないため、予算の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、同款、項の５．社会教育費、事業名、社会資本整備総合交付金事業45,045千円でございますが、内容は鎮西山城発掘調査となっておりますが、令和２年度の国庫補助金の繰越承認を受け、今回の補正予算に計上した委託料の予算全額を次年度に繰り越すものでございます。

最後に、事業名、町史編さん業務5,610千円でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、県外での資料収集や調査に遅延が生じ、年度内完了が見込めないことにより、計上済み予算の一部を次年度に繰り越すものでございます。

繰越明許費につきましては、８事業で合わせて239,957千円を計上いたしております。

5 ページをお願いいたします。第 3 表地方債補正でございます。

起債の目的で、補正前が減収補てん債（特例分）、補正後が減収補てん債となっております。対象につきましては、前回 2 月の補正予算に新規分で計上しておるものでございます。

従来から地方財政法第 5 条では、減収補てん債と減収補てん債（特例分）の規定がございまして、今回、新型コロナの影響による地方財政支援措置として、特例的に対象税目が追加されましたので、財政課のほうといたしましては、減収補てん債（特例分）と予算書に記載をいたしておりましたが、後日、県とのやり取りの中で、今回の措置は減収補てん債対象税目を拡大する特例扱いではあっても減収補てん債（特例分）とは異なる旨の指摘がございまして、目的欄を補正させていただくものでございます。名称を除きましては当初の説明における起債の内容や条件、効果等に何ら変更はございません。

それでは、主な補正内容について説明をいたします。

予算に関する説明書の 3 ページをお願いいたします。

2 の歳入でございます。

上段のほうですが、款の 13. 国庫支出金、項の 2. 国庫補助金、目の 1. 土木費国庫補助金、節の 5. 都市公園整備費補助金で減額の 30,000 千円でございます。創生室所管で鎮西山再整備に対する補助金として、当初予算で 50,000 千円計上しておりましたが、鎮西山城発掘を優先着手する必要が生じ、国との協議におきまして、令和 2 年度に 20,000 千円で繰越承認を得たことから、計上済みの 50,000 千円との差額 30,000 千円を減額するものでございます。歳出のほうのところで特定財源欄に表示をしてございます。

同項で、目の 4. 総務費国庫補助金、節の 7. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3,196 千円でございますが、第 3 次分として内示があったものでございまして、第 1 次、第 2 次と同様、商工観光振興費に計上済みの新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の財源のほうに充当をいたしております。

下段の款の 18. 繰入金、項の 1. 基金繰入金、目の 12. ふるさと寄附金基金繰入金、減額の 29,151 千円でございます。繰入れ減額分が鎮西山再整備工事、減額の 51,000 千円及び新型コロナウイルス感染症対策事業補助金で減額の 3,196 千円、繰入れ増額分といたしまして、鎮西山城発掘事業に新たに 25,045 千円計上し、差引き減額の 29,151 千円の補正を計上いたしましたところでございます。

歳入は以上でございます。

歳出のほうに移ります。

4 ページの中段をお願いいたします。

款の 7. 商工費、項の 2. 商工観光費、目の 1. 商工観光振興費、補正額はございませんが、財源の組替えでございまして、歳入のほうで触れましたように、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第 3

次分3,196千円を財源充当するとともに、充当済みのふるさと寄附金基金繰入金を同額減額するものでございます。

5ページの上段をお願いいたします。

款の8. 土木費、項の6. 都市計画費、目の2. 公園費減額の101,000千円でございますが、鎮西山城発掘業務を優先着手する必要性が生じたことから、再整備に係る工事予算全額を削除するものでございます。

その下で、款の10. 教育費、項の5. 社会教育費、目の3. 文化財保護費、増額の45,045千円でございますが、繰越明許費や歳入の項で御案内したとおりに、都市公園整備補助金20,000千円とふるさと寄附金基金繰入金25,045千円を財源として、令和3年度へ繰越しの上で事業を実施するものでございます。

以上で議案第15号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第17号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

左のほうから、款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の13. 国庫支出金、補正額18,826千円、計620,983千円。

款の18. 繰入金、補正額14,740千円、計2,854,098千円。

歳入合計、補正額33,566千円、計10,690,555千円。

歳出でございます。

款の4. 衛生費、補正額18,826千円、計681,852千円。

款の10. 教育費、補正額14,740千円、計521,756千円。

歳出合計、補正額33,566千円、計10,690,555千円。

主な補正内容について御説明をいたします。

予算に関する説明書の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

上段で、款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の3. 衛生費国庫補助金、節の1. 保健衛生費補助金18,826千円でございますが、説明欄上段の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は体制整備に充てるため、当初予算におきまして46,383千円を計上しておりましたが、12,419千円の減額となります。

2項目めの接種対策費負担金31,245千円は、今回、新規計上いたしますが、実際の接種に要する費用等を対象に交付されるもので、今年9月までの接種を目安として積算をいたしております。国のほうでワクチン接種に対する対象範囲や経費など、具体的なスキームの提示を受け、歳出の見直しを行ったことに伴う国庫負担の補正でございます。歳出のほうで改め

て触れさせていただきます。

その下の款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の4. 公共施設整備基金繰入金14,740千円でございますが、今回、歳出の教育費の補正に対する財源として繰り入れるものでございます。

歳出のほうに移ります。

4ページから5ページにかけて、款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の2. 予防費18,826千円の増としておりますが、全て新型コロナワクチン接種に関するものでございます。

まず、説明欄のほうに2件の減額補正というものがございます。節の11. 役務費中の予防接種審査支払等手数料、減額の1,850千円及び節の12. 委託料中、5ページの予防接種委託料、減額の15,953千円につきましては、当初、全年齢接種対象という前提で積算をいたしておりましたが、現時点で対象年齢が16歳以上と限定されたことにより再算定した次第でございます。増額分といたしましては、人件費関係で会計年度任用職員1名を雇用、また、12節. 委託料では、接種会場内でその都度必要なついでやパーティション、ベッドなど備品やリース物品等の設営並びに撤去業務、また、県内市町が共同で設置し、接種の予約管理を行うコールセンターの運営業務、庁舎内で町民からの各種相談に対応する相談窓口の業務、接種を行う医師等に対する費用の支払い等の取りまとめ業務など、基本的には交付金の対象範囲内となるような項目を計上してございます。

5ページの下段をお願いいたします。

款の10. 教育費、項の5. 社会教育費、目の2. 社会教育施設費、節の14. 工事請負費14,740千円でございますが、町民センターのロビー部分の空調機1基が経年劣化により稼働できない状態でございます。新規業務につきましては、基本的に肉づけの際に計上を図るべきではございますが、当該施設が新型コロナワクチンの集団接種会場となったことで、施設内の動線の選択肢を広げるとともに、災害時の避難所としての機能回復も必要でございますので、猛暑期に対応できるよう早期に発注を行う観点から、今回、予算計上した次第でございます。

以上で議案第17号の補足説明を終わります。私からは以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

○建設課副課長（高島真幸君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第16号の補足説明をさせていただきます。それでは、お手元に予算書の御準備をお願いいたします。

予算書2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

上段、2ページが歳入、下段、3ページが歳出でございます。

今回の補正予算（第4号）については、歳入及び歳出とも補正額そのものはございません。

それでは、1枚めくっていただきまして、予算書4ページ、第2表繰越明許費をお願いいたします。

第2表繰越明許費。

款の2. 事業費、項の1. 事業費、事業名、三上処理区西峰東西3号線管路埋設事業、金額10,141千円でございます。

当該路線の道路改良工事の遅延に伴い、下水道本管理設の年度内完了が困難になったことにより、計上済み予算の一部を次年度に繰り越すものでございます。

以上で議案第16号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第13号

○議長（中山五雄君）

日程第5. 議案審議。

議案第13号 上峰町ふれ愛菜園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

それでは、質問をさせていただきます。

議案第13号の規則のほうを、上峰町ふれ愛菜園の管理に関する規則の一部を改正する規則、このところを御覧いただきたいと思いますが、この中で、今回、第3条の中で設置場所として上峰町大字坊所字西峰2752番地1というふうに明記されておりますが、その前の議案第13号の1ページ目、新旧対照表の中で、現行のほうで同じく大字坊所字西峰2752番地1という地番が明記されております。この条例改正につきましては、今までされていた土地そのものが地権者の方から返してほしいという要望があつて変えたというふうなことで説明があつたかと思いますが、現行のやつと改正後の地番が一緒だということは、同じところでしたような感じに見えますが、その辺はいかがでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところでございますが、この記載の土地につきまして解約の申入れがあつておりました、今年度、3月31日までのところで解約の申入れがあつております。でございますので、今回、議会のほうに承認いただいた後には、3月31日付でこの土地の地番について改正をするというふうな流れでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

4月1日以降がこの地番が変わるということで分かりました。

それからもう一つ、大体このふれ愛菜園につきましては、以前から希望をされる方が多くいらっしゃるということで、多分、今の面積以上に多く増やしたらどうかという話が再々出ておったかと思いますが、今後につきましてその辺はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

ふれ愛菜園の土地につきましては、法の規制がございまして、この借用の土地が1ヘクタール未満というふうなところでなっております。1,000平米未満という、1反未満というふうなところになっております。そういったところもございまして、アンケート調査を実施しておりますところでございますので、地区の要望によってこの場所について選定を行い、今後図っていくというふうな計画をしております。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（田中静雄君）

ふれ愛菜園、坊所児童公園の近くのところにありますけれども、私はいつもあそこの管理の仕方がどうかと、ちょっと疑問符をつけるところが、管理の仕方について質問したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。この条例のことについての質問ではありません。管理についての質問ですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（中山五雄君）

これは条例ですから、管理は質問が駄目ですが。

○5番（田中静雄君）

質問はできないようですので、管理の仕方については、また、後ほど機会があるときに質問したいと思います。よろしいです。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

このたび、現地権者のほうから解約希望が出ているということで、年度末までの契約とい

うことでお伺いしましたが、新しい土地はもう決まっているのでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

次の場所につきましては、ただいま検討中のところで、現在のところ決定しているところではございません。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（吉田 豊君）

先ほど課長のほうからの説明では、法の決まりによって1,000平米未満という説明がなされましたが、それは農地の所有者から役場が借るのが1,000平米未満ということじゃなくて、役場、さらにふれ愛菜園として貸し付ける対象面積が1,000平米未満ということじゃないかという、私はちょっとそのように思いましたので、詳しく説明をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

議員申されるとおり、役場が借り入れる面積のほうが1反未満というふうなところの法の規定でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第13号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第14号

○議長（中山五雄君）

日程第6. 議案審議。

議案第14号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

議案第14号の2ページ目をお願いします。

新旧対照表でございますが、ここに先ほど課長からも補足説明でありましたが、「（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）」というように書いてありますが、今現在、ヨーロッパ辺りから変異性のウイルスで感染したと、日本でもそれが何人かは出ていらっしやるというふうなことも報道がされておりますが、そういうことを考えますと、この中に変異性に対してのという文言も書き加えるべきじゃないだろうかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

変異株の御質問でございますが、補足説明の中でも少し触れさせていただきましたけれど

も、従来の法の中にも変異株、それから、変異株等によるものは含まれているということで、今回の改正中の中には入ってございません。

以上でございます。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第14号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第15号

○議長（中山五雄君）

日程第7. 議案審議。

議案第15号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第9号）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

4ページをお願いします。

繰越明許費の関係でありますけれども、コロナ禍でそれぞれですね、もろもろの事情があつて繰越明許になったということは分かりました。その中で、教育費関係で項の1. 教育総務費の正門改修事業、それから小学校用地取得事業、それから、今度、社会教育費の中でも町史編さん業務関係についてはコロナの影響があつて用地交渉等ができなかった、あるいは町史編さんについては、資料収集等ができなかったというふうなことで繰越明許になったということでありましたが、そしたら、今現在、このコロナの関係はまだまだなかなか収まりがつかないような状況にあるように報道ではなっているわけですが、じゃ、これはコロナが収まるまではできないということで受け止めるべきか、それとも、その辺はどうでしょうか。そう言いながらも事業としては進めるということなのか、その辺をちょっと確認させてもらいたいと思います。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

皆さんおはようございます。私のほうから、繰越明許費、款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、事業名、小学校正門等改修事業、小学校用地取得事業、こちらのほうの説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染の影響によりという御説明をしておりましたけれども、交渉のAの相続人の方は関東圏内に居住、Bの相続人の方はまた高齢者等ということもあつて、新型コロナウイルス感染予防、防止のためにうちのほう、用地交渉の日程のちょっと時間等を要しております。全体的に交渉が遅れたことも事実でございます。ですけれども、昨年夏ぐらいいから交渉に再度行き始めまして、今年の冬ですね、冬にはA氏のほうとは契約等済みまして取

壊し等を行っているところです。B氏のほうなんですけれども、B氏のほうも少々相続等の関係はありまして遅れましたけれども、契約等まで成立といているところです。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。（「町史編さん関係」と呼ぶ者あり）

○文化課長（宗雲英則君）

町史編さん業務につきましても明許繰越でございますが、県外での資料収集ができていないわけではございませんで、遅延したことによりまして原稿自体の入稿が遅れているということでございます。年度内に印刷のほうの業務、そちらを業務委託先がまたさらに印刷業者に委託しておりますが、その分だけが間に合わないという状況でございます。今現在、3月26日に会議も開きましたが、そこで全原稿は集まりましたので、これからは印刷に向けての入稿に向けてちょっとしたインデザインとかの修正、さらにまた、そのインデザインを見ていただいて修正して発刊に持っていくという流れ、その分だけの予算の繰越しとなっております。

以上でございます。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（吉田 豊君）

同じ4ページの繰越明許費なんですけど、一番上の西峰東西3号線配水管布設事業が改良工事の遅延によって、この布設ができなかったという説明をいただいたように記憶しています。じゃ、改良工事は何のために遅れたのかについて説明をお願いします。

○建設課副課長（高島真幸君）

吉田議員のほうの道路改良事業の遅延についてでございます。

西峰東西3号線につきましては、用地取得の一部取得のほうが遅れまして年末のほうになりました。その年末に用地取得分につきましては既存の電柱が立っており、その電柱移設等について、電柱移設の協議と移設先の調整等がなかなか進まず不測の事態を生じておりました年度内の完了ができませんので、道路改良事業の掘削と併せて上水道管、下水道管の埋設工事を予定しておりましたので、その分が同じく年度内完了ができないところでございます。

以上でございます。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

社会資本整備総合交付金事業、鎮西山城発掘調査にはどのくらいの期間を要する予定でしょうか。

○文化課長（宗雲英則君）

鎮西山城の調査につきましては、佐賀大学の全学教育機構の宮武先生のほうにもちよっと御協力、御指示を仰ぎまして調査範囲等を決定いたします。それに伴いまして、より詳細にということになりますと、今現在では令和3年度いっぱいではないかというふうに見越しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（原直弘君）

説明の4ページ、下段の土木費の道路新設改良費なんですけど、ここに委託料と公有財産購入費が上がっておりますけど、どの路線かまずはお尋ねしたいと思います。

○建設課副課長（高島真幸君）

原議員の4ページ、道路新設改良費のほうの委託料及び公有財産購入費だと思います。

こちらのほうにつきましては、令和3年1月に補正しました国の第3次補正予算につきまして、上峰町の三上北南北1号線につきまして追加配分のほうがございました。こちらにつきまして、必要所要額のほうを計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第15号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第16号

○議長（中山五雄君）

日程第8. 議案審議。

議案第16号 令和2年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第16号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第17号

○議長（中山五雄君）

日程第9. 議案審議。

議案第17号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

歳出ですが、4ページ、款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目2. 予防費、節12. 委託料、新型コロナワクチン集団接種に関係する委託ですが、この委託先はどこですか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の2. 予防費、節12の委託料、こちらの新型コロナワクチン集団接種委託料になりますが、こちらについては、集団接種の会場で医師、看護師に接種の委託を計画しておりますので、そちらの医療機関から医師、看護師に対する委託料となっておりますので、町内の医療機関となります。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

もう少し詳しい質問をすればよかったですね。私が尋ねたかったことはそこではなく、会場設営等7,700千円、コールセンター等運營業務委託料4,000千円、このような医師、看護師と町内の医療機関が行う分以外の分、その分の委託についてはどのような事業者が行われるものなのでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

説明欄の会場設営等委託料になります。こちらは集団接種に係る設備の設置、それから、撤去に係るものになりまして、予算をお認めいただけますと、その後、見積り等を徴取いたしまして事業所を決定することになります。

それから、その下のコールセンター等運營業務委託料になります。こちらは現在、令和2年度でコールセンターによる予約の受付システムを構築を執行させていただいておりまして、令和3年度からは、こちらについては今現在構築しているシステムを本格稼働し受付をさせていただき、住民の方の接種の予約受付をするという内容のものでございます。

こちらの事業所につきましても、今後お認めいただきまして、見積り徴取をいたしまして事業所を決定するというところでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

今、4ページの関係です。以前、コロナ対策での予防接種等々を含めて、この関係については全部国費で賄うというふうに聞いておったと思います。

それで、今回、歳入のほうで国庫支出金として、国庫補助金として18,826千円補正で上がっています。この4ページにはその財源内訳ですかね、国庫支出金で15,236千円、一般財源で3,590千円というふうに別々に上げてあるわけですが、これはやっぱり全部、全額国庫

支出金のところで上げておくべきじゃないかなという感じがしましたが、その辺いかがでしょうかね、少し説明をお願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

歳入と歳出の国庫支出金との関係でございますが、現在、国から上限額として、体制の整備に係る事業の補助金等については上限額として定めておりまして、その上限額に沿って令和2年度と令和3年度で体制整備事業、それから、ワクチン接種に係る分については計上をしているところでございます。当初予算の兼ね合いもございまして、当初予算とそれから今回の補正額で増減しましたところで、国の国庫補助金から国庫の負担金に関して調整をさせていただいております、すみません、一般財源のほうも3,500千円ほどちょっと今回計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

では、次にお尋ねします。

一番当初のコロナワクチン関係についての説明を受けたときには、3月中旬ぐらいから接種が始まるような説明を受けておったかと思えます。その後、ずっといろいろな諸事情あって遅れてきて、まだまだそこまで至っていないわけですが、具体的にこの上峰町での接種が始まるのが大体いつ頃からかというのがもし分かればお知らせいただければと思います。

やっぱり皆さんいろいろ心配される向きもありまして、先ほど言ったその変異性のウイルス関係のことも話題に上るときもあるものですから、その辺を含めていつ頃からはというのが分かればお知らせいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ワクチン接種のスケジュールについてでございますが、まず、65歳以上の高齢者については、3月末からワクチンの接種券、予診票等を配送する予定でございます。それに伴いまして受付を開始いたしまして、実際のワクチン接種、集団接種については町民センターで実施するものでございますが、4月27日を最初の日で予定をしております。それからは火曜日と木曜日で計画を立てておりまして、集団接種は町民センターで火曜日と木曜日が9月まで、今、計画を立てているところでございます。

以上です。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

先ほどの質問の続きなんですけれども、この委託料なんです、会場設営等委託料、コー

ルセンター等運營業務委託料及び1つ飛ばしまして、新型コロナワクチン接種事業相談窓口業務委託料、新型コロナワクチン被接種者送迎委託料、新型コロナワクチン接種券作成委託料、新型コロナワクチン配送委託料、これらの委託する期間はどのくらい見て、こういう見積りが上がっていますか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

今回のワクチン接種の事業につきましては、国が示しておりますのがめどを9月までというところで予算計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第17号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。18号に入る前に、18号の件でちょっと確認したい件がありますので、ここで暫時休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、暫時休憩をいたします。休憩。

午前10時31分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（中山五雄君）

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま3月29日、町長より提出された議案第18号 上峰町教育長の選任について訂正したいとの申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、議案第18号 上峰町教育長の選任についての訂正請求の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第18号 上峰町教育長の選任についての訂正請求の件

○議長（中山五雄君）

追加日程第1. 議案第18号 上峰町教育長の選任についての訂正請求の件、これを議題といたします。

町長からの説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

お時間をいただきまして申し訳ございません。

議案第18号本文中「下記の者を上峰町教育長に任命したいので、」とするところを「下記の者を上峰町教育委員会の委員に任命したいので、」と誤って記載しておりました。訂正をお願いいたしたく存じます。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号 上峰町教育長の選任についての訂正請求の件を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号 上峰町教育長の選任についての訂正請求の件を許可することに決定いたしました。

日程第10 議案第18号

○議長（中山五雄君）

日程第10. 議案審議。

議案第18号 上峰町教育長の選任についてを議題といたします。

野口敏雄君の退場を求めます。

〔野口敏雄君 退場〕

○議長（中山五雄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第18号の質疑を終結いたします。

しばらくお待ちください。野口敏雄君の入場を認めます。

〔野口敏雄君 入場〕

日程第11 議案第19号

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

日程第11. 議案審議。

議案第19号 上峰町教育委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第19号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第20号

○議長（中山五雄君）

日程第12. 議案審議。

議案第20号 上峰町教育委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第20号の質疑を終結いたします。

日程第13 討論・採決

○議長（中山五雄君）

日程第13. 討論・採決。

議案第13号 上峰町ふれ愛菜園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第9号）の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和2年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 上峰町教育長の選任についてを議題といたします。

野口敏雄君の退場を求めます。

〔野口敏雄君 退場〕

○議長（中山五雄君）

これより討論を省略して、議案第18号を採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議がないようですので、議案第18号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第18号は同意することに決定いたしました。

しばらくお待ちください。野口敏雄君の入場を認めます。

〔野口敏雄君 入場〕

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

議案第19号 上峰町教育委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第19号を採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議がないようですので、議案第19号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第19号は同意することに決定いたしました。

議案第20号 上峰町教育委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第20号を採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議がないようですので、議案第20号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第20号は同意することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして会議を閉じます。令和3年第2回上峰町議会臨時会を閉会いたします。
御協力ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

午前11時45分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

上峰町議会議長 中山五雄

上峰町議会議員 原田 希

上峰町議会議員 吉富 隆